

第2次鴨川市障害者職員活躍推進計画案 概要版

I 策定趣旨等

この計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の3第1項の規定により、地方公共団体の機関が実施する障害者職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に係る計画として、各任命権者が作成するものです。令和2年6月に策定した第1次である「鴨川市障害者職員活躍推進計画」（期間：令和2年度～令和6年度）に続く、第2次の計画として策定します。

＊ 計画期間 令和7年度から令和11年度まで（5年間）

II 本市における障害者雇用等の状況

障害者雇用については、常時勤務する職員の数が36人以上である場合、1人以上の障害者を雇用すべき義務が生ずることとなりますので、本市の場合、市長部局及び教育委員会の2機関がそれぞれ法定雇用率を達成すべき義務を負っています。

本市の市長部局及び教育委員会における令和6年6月1日現在の雇用障害者数は、次のとおりとなっています。

〔令和6年6月1日現在の雇用率〕

※厚生労働省告示等に基づき算定

機関 ^{*1}	法定雇用率 ^{*2}	法定雇用障害者数の 算定基礎となる職員数	法定雇用 障害者数	雇用 障害者数	実雇用率
市長部局	2.8%	552.0人	15人	20人	3.62%
教育委員会	2.7%	68.5人	1人	2人	2.92%

＊1 機関について、議会事務局は、常時勤務する職員の数が36人未満であり、障害者である職員を雇用すべき人数が1人に満たないため、法定雇用率の設定はありません。

＊2 法定雇用率は、令和8年7月以降は市長部局は3.0%、教育委員会は2.9%

〔本市における障害者職員の職場定着の状況〕

採用1年後の定着率 ^{*1}	平均勤続年数 ^{*2}
100%	3年2月

＊1 対象：障害者を対象とした採用試験による採用者（令和2年度から令和5年度までの間の当該採用者の採用1年後の定着率）

＊2 対象：障害者を対象とした採用試験による採用者（令和6年6月1日現在在職者）

III 障害者職員の活躍推進に向けた取組

1 推進体制の整備

（1）障害者雇用推進者の選任等 （2）相談先の確保等 （3）障害に対する理解の促進

2 職務の選定・マッチング等

3 職場環境の整備

4 職員の採用・育成等

（1）障害者採用の取組 （2）キャリア形成に向けた取組 （3）多様で柔軟な働き方の推進

（4）人事異動等における配慮 （5）職場定着に関する取組

5 その他

Ⅳ 数値目標

数値目標は、採用に関する目標（障害者雇用率）及び定着に関する目標（定着率）を設定します。本市は、障害者雇用率は法定雇用率を充足しているため、計画期間中においてこれを維持することとします。

〔障害者雇用率〕

機関 ^{*1}	現状 《令和6年6月1日》	目標 《令和11年6月1日》
市長部局	実雇用率 ^{*2} 3.62% (法定雇用率 2.8%)	法定雇用率 (3.0%) 以上
教育委員会	実雇用率 ^{*2} 2.92% (法定雇用率 2.7%)	法定雇用率 (2.9%) 以上

*1 機関について、議会事務局は、常時勤務する職員の数が36人未満であり、障害者である職員を雇用すべき人数が1人に満たないため、法定雇用率の設定はありません。

*2 実雇用率は、小数点以下第3位を四捨五入して厚生労働省へ報告し、公表している数値であり、法定雇用率は、小数点以下第1位までが定められている数値です。

〔定着率*〕

機関	現状 《令和6年6月1日》	目標 《各年6月1日》
市長部局	100%	100%
教育委員会	(測定対象者なし)	100%

* 対象：障害者を対象とした採用試験による採用者（令和7年度から令和11年度までの間の当該採用者の採用1年後の定着率）